

社会福祉法人 あそか会

あそか病院リニューアルプロジェクト

第3期工事（病棟7階及び6階天井部分改修工事）

仕 様 書

平成29年12月9日

事業主

社会福祉法人 あそか会

1. 工事件名

あそか病院リニューアルプロジェクト 第3期工事
(病棟7階及び6階天井部分改修工事)

2. 発注者

社会福祉法人あそか会

3. 工事場所

東京都江東区住吉1-18-1
あそか病院

4. 工事概要

特記仕様書、図面に記してある範囲の建築工事、機械設備工事、電気設備工事とする。

5. 工事期間

契約締結日から平成30年4月末まで(予定)

※工事着工時期に関しては、工事内容及び金額の調整により前後する可能性あり。

6. 工事範囲

設計図書に示した範囲とする。

<図面枚数 94枚>

・意匠図 48枚

・家具図 9枚

・電気図 19枚

・設備図 18枚

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京都における競争入札参加資格者指定停止事務処理要項に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法による構成手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされている者等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

8. 必要手続き

(1) 参加表明書の提出

本協議に参加する者は、下記により「参加表明書（様式1）」を提出するものとする。

ア. 提出期限及び受付時間

- ① 提出期限 平成29年12月16日（土）
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日12時30分まで）
- ③ 提出先

あそか病院経理課

担当者 宮山・和知

住所：東京都江東区住吉1-18-1

TEL：03-3632-0494

FAX：03-3632-0382

MAIL：youdo@asokakai.or.jp

イ. 提出方法

持参または郵送

ウ. 提出部数は1部とする。

(2) 工事提案書の提出

参加表明書において入札への参加の意思を表明した者は、下記により「工事提案書」を提出するものとする。

ア. 提出期限及び受付時間

- ① 提出期限 平成29年12月22日（金）
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日12時30分まで）
- ③ 提出場所 参加表明提出先と同様

※期限までに工事見積及び工事提案書の提出がない場合は、棄権したものとみなす。

イ. 提出書類

- ① 会社の主要業務実績
- ② 同種・類似業務の実績
- ③ 工事提案書（任意様式）
 - ・概算工事費見積書
 - ・仮設計画、施工計画書
 - ・見積書に含まれていない事項一覧

ウ. 提出方法及び部数

持参または郵送とし、部数は5部とする。

9. 質疑応答

質疑がある場合は、下記により受け付ける。

ア. 提出先

参加表明提出先と同様

イ. 提出期限

平成29年12月16日（土） 午後12時30分まで

ウ. 提出方法

「質疑応答書（様式2）」を提出先に電子メールで送信すること。

エ. 回答期限及び回答方法

回答期限：平成29年12月22日（金） 午後5時まで

質問に対する回答及び追加指示事項を、電子メールで送信するとともに、他の参加者にも発信する。

10. 審査及び特定者の決定

(1) 審査

選定に係る審査は、発注者及び設計者により組織された審査委員会が行う。

(2) 特定者の決定

参加者の中から、価格以外の要素も総合的に評価して、もっとも優れた提案を行った者を（1）により組織された審査委員会が特定者として、1社選定し理事長に答申する。

理事長は直ちに理事会に申告し、承認を得たのち今後の取り扱いについての必要事項を定めた覚書を締結する。

(3) 特定者の通知

審査後、特定者に対しては、その旨を書面（特定通知書等）で通知する。

11. 減点又は失格

提出された提案書が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は、減点または失格とすることがある。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(3) 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) この要項に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者に事業プロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた者。

12. 費用負担

この入札に要する費用は、すべて事業入札参加者の負担とする。

13. その他

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 主催者は、事業者選定後、選定された事業者の提出案に拘束を受けないものとする。
- (3) 工事期間中、社会経済事情により材料費の変動等があっても工事請負金額を増額変更しない。
- (4) 工事施工に必要な諸官庁の申請および検査の手続きは一切本件受注者にて行い、受注者がその費用を負担する。
- (5) 施設の変更届等の発注者が行う諸官庁手続き等の書類作成に協力すること。
- (6) 工事に伴う近隣などへの対策、苦情処理などは双方協議のうえ処理・解決する。

以上